

第 2 地方公務員災害補償の内容

1 補 償

(1) 補償の種類

基金により行われる補償の種類及びその内容の概略は次表のとおりです。

なお、船員法第 1 条に規定する船員である職員については、予後補償及び行方不明補償等の特例が設けられています（法第 46 条の 2、令第 3 条～第 8 条）。

補償の種類	補 償 事 由	補 償 内 容	根拠規定
1 療 養 補 償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合	必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給します。療養の範囲は次のとおりです（療養上相当と認められるものに限る。）。 (1) 診 察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (6) 移 送	法第 26 条 法第 27 条
2 休 業 補 償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務できない場合で、給与を受けないとき	1 日につき平均給与額の 60％に相当する金額を支給します。ただし、傷病補償年金を受ける者又は刑事施設等に拘禁若しくは収容されている者には行われません。	法第 28 条 法第 28 条の 2 第 3 項
3 傷病補償年金	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後 1 年 6 か月を経過しても治らず、その障害の程度が規則別表第 2 に定める傷病等級に該当する場合	第 1 級から第 3 級までの障害の状態に応じ、年金を支給します。	法第 28 条の 2
4 障 害 補 償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき規則別表第 3 に定める程度の障害が残った場合	障害の程度により、第 1 級から第 7 級までは年金を、第 8 級から第 14 級までは一時金を支給します。	法第 29 条
5 介 護 補 償	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で、規則別表第 4 に定める程度の障害を有し、常時又は随時介護を受けている場合	常時又は随時介護を受ける場合に、通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を、当該介護を受けている期間（病院等に入院している間又は障害者支援施設等に入所している間を除く。）支給します。	法第 30 条の 2

補償の種類	補 償 事 由	補 償 内 容	根拠規定
6 遺 族 補 償	公務又は通勤により死亡した場合	(1) 遺族補償年金 配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（ただし、妻以外の者にあつては 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるもの又は 60 歳以上のもの（一定の障害の状態にあるものを除く。)) で、職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたものに対し、年金を支給します。 (2) 遺族補償一時金 ア (1)に掲げる要件に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹等に対し、一時金を支給します。 イ 遺族補償年金の受給権者の受給権が消滅し、他に同年金を受けることができる者がいないときは、アの場合に支給される一時金の額をまず算定し、その額から、既に支給した年金及び前払一時金の額の合計額を控除して残額があれば、これを一時金として上記アの者に支給します。	法第 31 条～第 39 条 法附則第 7 条 法附則第 7 条の 2 令附則第 2 条
7 葬 祭 補 償	公務又は通勤により死亡した場合	遺族等であつて社会通念上葬祭を行うとみられる者（現実に葬祭を行った者があるときは、その者）に対し、315,000 円に平均給与額の 30 日分に相当する金額を加えた金額（この額が平均給与額の 60 日分に相当する金額に満たないときは、平均給与額の 60 日分に相当する金額）を支給します。	法第 42 条 令第 2 条の 2 令附則第 1 条の 2
8 障害補償年金差額一時金	障害補償年金の受給権者が死亡した場合	障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、既に支給した年金及び前払一時金の額の合計額が一定の額に満たないときはその遺族に対し、その差額を支給します。	法附則第 5 条の 2 規則附則第 4 条
9 障害補償年金前払一時金	障害補償年金の受給権者が申し出た場合	障害補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給します。	法附則第 5 条の 3 規則附則第 4 条の 2～第 4 条の 4
10 遺族補償年金前払一時金	遺族補償年金の受給権者が申し出た場合	遺族補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給します。	法附則第 6 条 規則附則第 4 条の 5～第 4 条の 8

(2) 福祉事業の種類

基金は、公務災害又は通勤災害を受けた職員及びその遺族の福祉に関して必要な事業をするよう努めなければならないものとされています（法第 47 条、規則第 38 条）。

福祉事業は、金銭給付をもって定型的に行われる補償のみによっては、必ずしも十分に被災職員及びその遺族の生活の安定、福祉の維持向上を図り得ない面があると考えられるため講ぜられる施策ないし措置です。

基金により行われる福祉事業の種類及び内容の概略は次のとおりです。

福祉事業の種類	福祉事業の内容	根拠規定
1 外科後処置	規則別表第 3 に定める程度の障害が存する者のうち、義肢装着のための断端部の再手術等の処置が必要であると認められる者等に対して診察、薬剤又は治療材料の支給等の外科後処置を行います。	業務規程第 27 条
2 補装具の支給	規則別表第 3 に定める程度の障害が存する者に対し、義肢、義眼、補聴器、車椅子等の補装具の支給を行います。	業務規程第 27 条の 2
3 リハビリテーション	規則別表第 3 に定める程度の障害が存する者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復等の措置が必要であると認められる者に対し、機能訓練等のリハビリテーションを行います。	業務規程第 27 条の 3
4 アフターケア	傷病が治癒した者のうち、外傷による脳の器質的損傷等一定の障害を有する者で規則別表 3 に定める程度の障害を有する者等に対し、円滑な社会生活を営むために必要な一定範囲の処置等を行います。	業務規程第 27 条の 4
5 休業援護金	休業による給与減等を補うことを目的として休業補償を受ける者等に対し、休業援護金を支給します。	業務規程第 28 条
6 在宅介護を行う介護人の派遣（ホームヘルパー派遣事業）	傷病補償年金の受給権者又は障害等級第 3 級以上の障害補償年金の受給権者のうち、居宅において介護を要する者に対し、基金の指定する事業者において介護人を派遣し、又は介護等の供与に必要な費用を支給します。	業務規程第 28 条の 3
7 奨学援護金	遺族補償年金の受給権者等であって学校等に在学する者等の学資の支弁を援護する目的で奨学援護金を支給します。	業務規程第 29 条
8 就労保育援護金	就業している遺族補償年金の受給権者等であって未就学である者の保育に係る費用を援護する目的で就学保育援護金を支給します。	業務規程第 29 条の 2
9 傷病特別支給金	傷病補償年金の受給権者に対し、見舞金の趣旨で傷病等級の区分に応じて傷病特別支給金を支給します。	業務規程第 29 条の 5
10 障害特別支給金	障害補償の受給権者に対し、見舞金の趣旨で障害等級の区分に応じて障害特別支給金を支給します。	業務規程第 29 条の 6
11 遺族特別支給金	遺族補償の受給権者に対し、弔慰・見舞金の趣旨で受給権者の区分に応じて遺族特別支給金を支給します。	業務規程第 29 条の 7
12 障害特別援護金	障害補償の受給権者に対し、生活を援護する趣旨で障害等級の区分に応じて障害特別援護金を支給します。	業務規程第 29 条の 8
13 遺族特別援護金	遺族補償の受給権者に対し、生活を援護する趣旨で受給権者の区分等に応じて遺族特別援護金を支給します。	業務規程第 29 条の 9

福祉事業の種類		福祉事業の内容	根拠規定
14	傷病特別給付金	傷病補償年金の受給権者に対し、期末手当等の特別給を給付内容に反映させる趣旨で傷病特別給付金を年金として支給します。	業務規程第29条の10
15	障害特別給付金	障害補償年金の受給権者に対しては年金として、障害補償一時金の受給権者に対しては一時金として、障害特別給付金を支給します(趣旨は傷病特別給付金に同じ。)	業務規程第29条の11
16	遺族特別給付金	遺族補償年金の受給権者に対しては年金として、遺族補償一時金の受給権者に対しては一時金として、遺族特別給付金を支給します(趣旨は傷病特別給付金に同じ。)	業務規程第29条の13
17	障害差額特別給付金	障害補償年金差額一時金を受けることとなった者等に対し、一時金として障害差額特別給付金を支給します。	業務規程第29条の14
18	長期家族介護者援護金	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者(せき髄その他神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の著しい障害により、常に介護を要する者に限る。)が当該年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合(その死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。)に、一定の要件を満たす遺族に対し、一時金として100万円を支給します。	業務規程第29条の19
公務災害防止事業	19 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業	公務上の災害を防止するために必要な調査、研究、普及その他の活動を行う団体に対して、必要な情報の提供その他の援助を行います。	業務規程第29条の20
	20 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業	公務上の災害に関する情報の収集、公務上の災害の発生状況、発生原因等の調査及び分析並びに公務上の災害を防止する対策の研究及び策定を行います。	業務規程第29条の21
	21 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業	地方公共団体等に対して、「公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業」による調査研究の成果の普及を行うとともに、公務上の災害を防止する対策を推進します。	業務規程第29条の22

2 補償を受ける手続

(1) 特 色

基金は、補償の事由が生じたときは、被災職員若しくは遺族又は葬祭を行う者(以下「被災職員等」という。)に対して補償を行う義務を負っています(法第 24 条第 1 項)。

補償の実施に当たって、傷病補償年金を除く各種補償(法第 25 条第 1 項)は、当該被災職員等の請求に基づいて行われる「請求主義」がとられています(法第 25 条第 2 項)。これは、基金が直接被災職員等と雇用関係を有せず、当該職員について補償事由が生じたことを最初から直接知り得る立場にないことから、被災職員等からの請求を待って初めて公務(通勤)災害の認定を行い、補償を行うというものです。

認定とは、災害が公務(通勤)災害によって生じたものであるか否かを判断する行為です。公務(通勤)災害は、災害が公務(通勤)によって生じたものであり、かつ公務(通勤)とその負傷(疾病)との間に相当因果関係があることが要件とされ、認定はすべての補償の基本となるものです。

(2) 認定手続

ア 被災職員等は、記載事項について所属長の証明を受け、任命権者を經由して、支部長に対し当該負傷又は疾病が公務災害又は通勤災害であるとの認定を求める請求を行います(規則第 30 条第 1 項、第 2 項、業務規程第 7 条)。

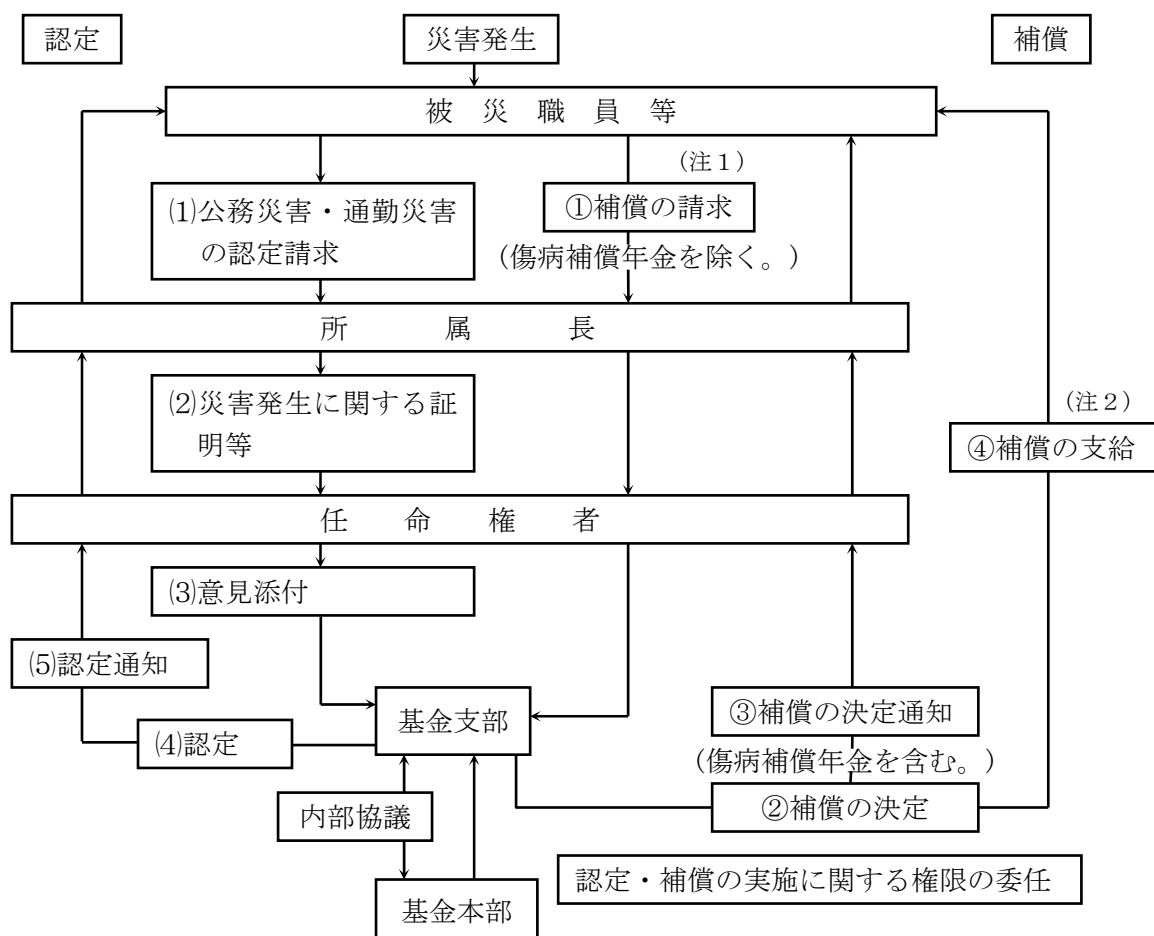
イ 任命権者は、提出されたこれらの請求書の記載内容を点検し、その職務上知り得た事実等から、当該災害の認定に関しての意見を付し、支部長に送付します(法第 45 条第 2 項、業務規程第 7 条)。

ウ 支部長は、認定請求について内容を審査の上、当該災害が公務又は通勤により生じたものか否かを速やかに認定し、その結果を書面をもって被災職員等及び任命権者に通知します(法第 45 条第 1 項、規則第 30 条第 3 項、業務規程第 8 条)。

(3) 補償手続

被災職員等は、公務(通勤)災害であるとの認定を受けたら、直ちに所定の様式によって補償(傷病補償年金を除く。)の請求を行います。詳細は、105 ページ以下を参照してください。

補償手続の流れを図示すると次のとおりです。



(注1) 福祉事業については「福祉事業の申請」となります。

(注2) 療養補償の請求手続及び書類の流れについては P. 114～115 を参照してください。

(4) 標準処理期間

行政手続法(平成5年法律第88号)第6条に基づき地方公務員災害補償の実施について、次ページのとおりに標準処理期間が定められています。これによると任命権者における標準処理期間は「負傷」の場合1か月、「疾病」の場合は2か月とされていますので、事務担当者は、遺漏のないよう迅速かつ的確に処理することが必要です。

標準処理期間一覧

(単位：月)

補償の種類	決 定 内 容	任命権者における標準処理期間	基金における標準処理期間	全体の標準処理期間	
療 養 補 償 及び 休 業 補 償	当初の支給(不支給)決定(負傷)	1	1	2	※1
	当初の支給(不支給)決定(負傷に起因する疾病等)	2	4	6	
	当初の支給(不支給)決定(精神疾病)	2	6	8	
	2回目以降の支給(不支給)決定			1	※2
障 害 補 償	支給(不支給)決定			4	
介 護 補 償	当初の支給(不支給)決定			4	
	2回目以降の支給(不支給)決定			1	
遺 族 補 償 及び 葬 祭 補 償	支給(不支給)決定(負傷による死亡)	2	2	4	
	支給(不支給)決定(負傷に起因する疾病等と相当因果関係をもって生じた死亡)	2	4	6	
	支給(不支給)決定(精神疾病と相当因果関係をもって生じた死亡)	2	6	8	

(注) 1 この表において、「負傷に起因する疾病等」とは、規則第1条の3各号及び別表第1第1号から第8号までに規定する疾病をいい、「精神疾病」とは、同表第9号に規定する疾病をいいます。

2 療養補償及び休業補償の「当初の支給(不支給)決定」の標準処理期間には、公務上の災害(通勤による災害を含む。以下同じ。)であるかどうかの認定に要する期間も含まれます。

3 療養補償及び休業補償について、公務上の災害の認定後に当初の支給請求がなされた場合には、当該請求の支給(不支給)決定に要する標準処理期間は「2回目以降の支給(不支給)決定」の標準処理期間によります。

4 障害補償の「支給(不支給)決定」の標準処理期間には、等級決定に要する期間も含まれます。

5 介護補償の「支給(不支給)決定」の標準処理期間には、介護を要する状態の区分の決定に要する期間も含まれます。

6 遺族補償及び葬祭補償の「支給(不支給)決定」の標準処理期間には、公務上の災害であるかどうかの認定及び遺族の決定に要する期間も含まれます。

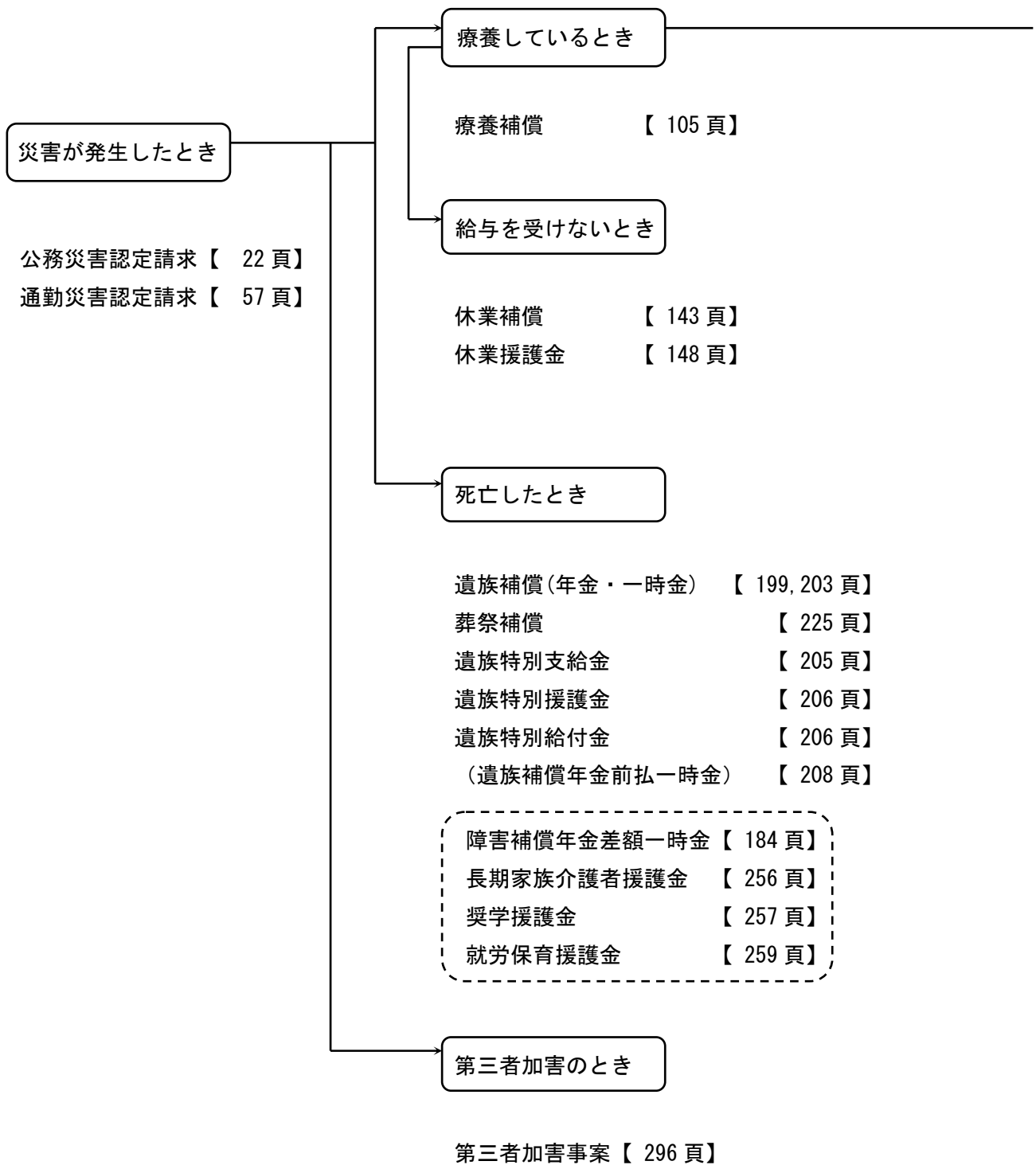
7 「任命権者における標準処理期間」とは、窓口において請求を受理してから支部に到達するまでの期間をいうものです。

8 「基金における標準処理期間」とは、任命権者から請求が到達してから支給する日又は不支給決定を通知した日までの期間をいうものです。

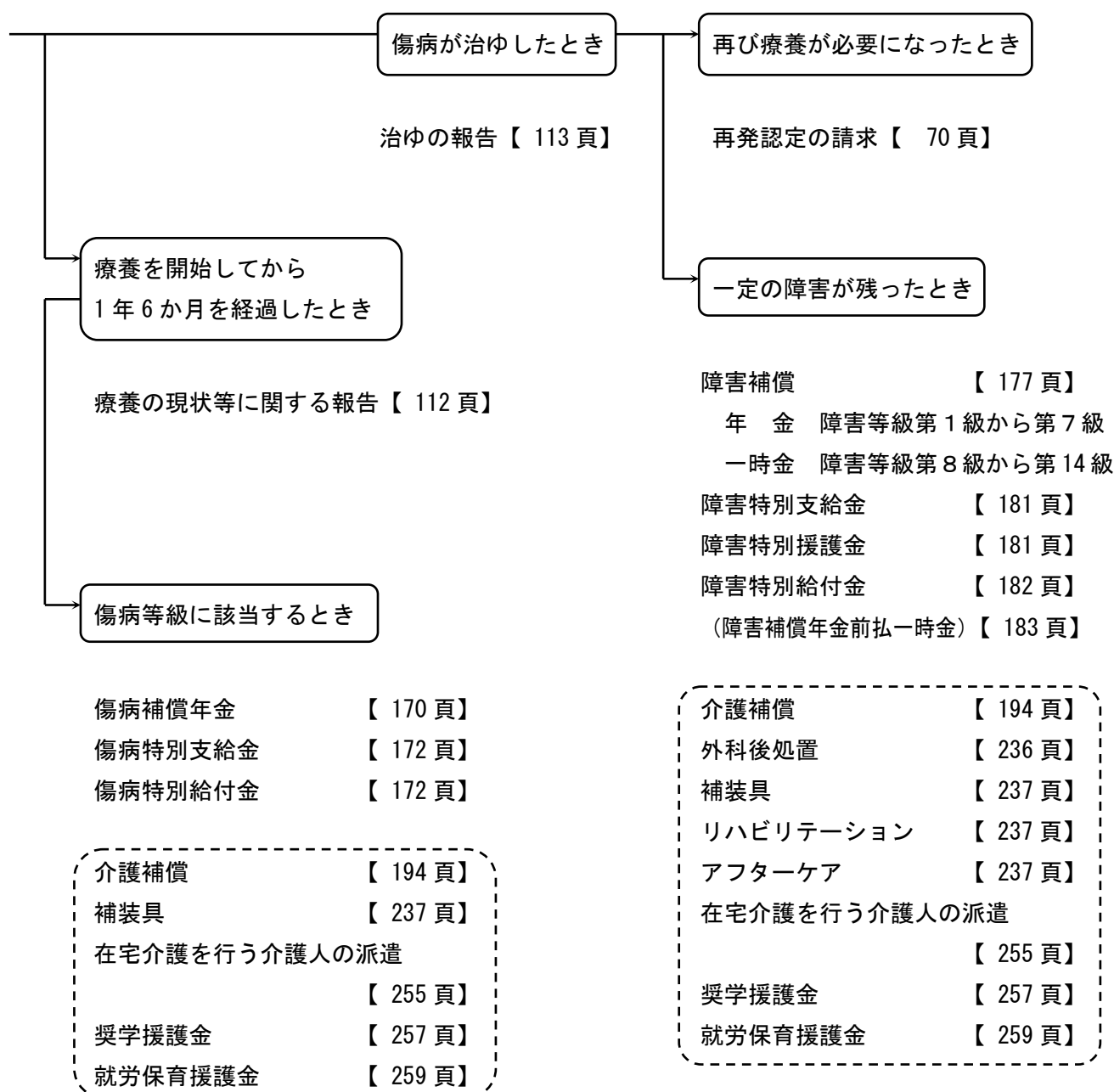
※1 公務災害又は通勤災害の認定請求の決定に関する期間です。

※2 療養補償又は休業補償の補償請求の決定に関する期間です。

補 償 の



流 れ



注1 「――」内のものについては、一定の要件（障害等級など）があります。

2 （ ）内のものについて支給を受ける場合は、その後に支払われる年金について一定の期間支給が停止されます。

3 時 効

補償を受ける権利は、2年間(障害補償及び遺族補償、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金については、5年間)行われなときは、時効によって消滅することとされています(法第63条、法附則第5条の2～第6条)。ただし、補償を受ける原因となった災害について、補償の種類に応じて定められている時効の期間経過前に公務又は通勤による災害の認定を請求した場合は、基金が当該災害を公務又は通勤による災害と認定したことを当該認定請求者が知り得た日の翌日が当該補償に係る時効の起算日となります(ただし、その日が補償を受ける権利が発生した日の以前の日であるときはこの限りではありません。)。なお、傷病補償年金は職員の請求に基づかず、基金が職権でその支給決定を行うものであり、傷病補償年金を受ける権利については時効の問題は生じません。

「補償を受ける権利」とは、補償請求の事由となる災害が発生した場合に、補償の受給権者の要件に該当する者が基金に対して行う補償の支給決定の請求権です。これに対して、支給決定が行われた補償の給付金の支払を受ける権利については、法第63条の規定の適用はなく、金銭債権の一般規定である民法の規定が適用されることとなります。(民法第167条、民法第169条)

また、指定医療機関の基金に対する診療費の請求権は、基金との契約に基づく債権であり、法第63条の規定の適用はなく、民法第170条の規定により3年の消滅時効となります。

なお、時効の援用及び中断等については、法上明文の規定はないので、民法の定めるところによることとなります。(民法第145条、民法第147条)

【注意】民法の規定に基づく債権の消滅時効について

「民法の一部を改正する法律」(平成29年法律第44号)が平成29年5月26日に可決成立し、同年6月2日に公布されました。施行日は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日ですが、施行後は、現行の職業別の短期消滅時効が廃止され、消滅時効の期間が統一化(債権者が権利を行使できることを知った日から5年)されます。

4 損害賠償との調整等

(1) 地方公共団体が国家賠償法(以下「国賠法」という。)、民法その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合で、基金が法の定める補償を行ったときは、その補償の事由と同一の事由については、当該地方公共団体は、当該補償の価額の限度で、その損害賠償の責めを免れます。

また、補償を受けるべき者が、当該補償の事由と同一の事由について、当該地方公共団体から国賠法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度で、補償の義務を免れます(法第58条)。

(2) 補償の原因となった災害が第三者(被災職員及び当該職員の所属する地方公共団体並びに基金以外のものをいう。以下同じ。)の行為によって生じた場合で、基金が第三者の損害賠償に先行して補償を行ったときは、基金は、その価額の限度で、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得します。

また、補償を受けるべき者が、第三者から当該補償の事由と同一の事由について損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度で、補償の義務を免れます(法第59条)。

5 不服申立て等

(1) 補償に関する決定に対する不服申立て

① 概要

支部長は、被災職員等からの補償の請求に基づき、その内容を十分検討した上で、補償の請求の原因である災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定を行い、各種補償の支給決定を行う（傷病補償年金については、請求によらず支部長が職権で行う。）が、被災職員等の側からこれをみたとき、支部長の決定について納得できないという場合が考えられ、このような場合に被災職員が迅速かつ公正な手続きによって権利利益の救済が図れるよう、法は、不服申立ての制度を設けています。（法第51条）

② 不服申立ての対象となる処分

不服申立ての対象となる処分は、支部長が行う補償に関する決定であって、具体的には、公務外の災害の認定、通勤災害非該当の認定、各種補償の不支給の決定、補償の受給権者の決定等です。なお、福祉事業の決定や治癒認定は、ここでいう不服申立ての対象とはなりません、福祉事業の決定については、その決定を行った支部長に対して、不服の申出をすることができます。

③ 不服申立ての手続

不服申立ての手続等は、次のとおりですが、不服申立ての手続及び裁決の効力については、行審法の規定によります。なお、行審法は平成28年4月1日に全部改正されており、以下の記述は平成28年4月1日以降に処分があったものに係るものであり、それより前に処分があったものについては、なお従前の例によるものです。

ア 支部長が行った補償に関する決定に不服がある者は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に支部審査会に対して審査請求をすることができます。

イ 支部審査会は、審査請求があったときは、これを審査の上、裁決を行い、裁決書の謄本を請求人に送達します。

ウ 支部審査会の裁決に対して不服がある者は、

（ア） その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に審査会に対して再審査請求

（イ） 裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に裁判所に対して取消しの訴え

をすることができます。

なお、審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても支部審査会による裁決がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、再審査請求をすることができます。

また、行訴法第8条第2項第1号の規定により、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときは、取消しの訴えを提起することができます。

④ 審査会の裁決を経てもなお不服がある場合

審査会の裁決を経てもなお不服がある者は、行訴法の定めるところにより、審査会の裁決があったことを知った日から6か月以内であれば裁判所に対して取消しの訴えを提起することができます。

また、再審査請求をした場合には、審査会の裁決を経る前にも同様に、取消しの訴えを提起

することができます。

なお、支部長が行った補償に関する決定やその執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるときその他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分取消しの訴えを提起することができます。

⑤ 裁決の効力

支部審査会又は審査会の行った裁決は、支部長を拘束します。したがって、裁決によって原処分が取り消された場合、支部長は、裁決の趣旨に従って、改めて補償に対する決定をすることになります。

(2) 福祉事業の決定に対する不服の申出

福祉事業は、被災職員等からの申請に基づき、支部長がこれを承認するかどうかを通知して実施することとされています(規則第 40 条、定款第 20 条～第 22 条、業務規程第 4 条第 2 項)。

この支部長の決定は、福祉事業が補償のように法定の権利として認められていないものであるため、これを行政処分とみることはできないものとされています。したがって、福祉事業の決定に不服がある場合には、前述の本部審査会又は支部審査会が扱う基金又は支部長が行った「補償に関する決定」と異なり、本部審査会又は支部審査会に対して不服を申し立てることはできません (P. 321 参照)。

そこで、支部長が行った福祉事業に関する決定に不服がある場合には、被災職員等は当該「支部長」に対し、「不服の申出」を行うことになります。